

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針【概要】

1 方針の概要【はじめに及びP 1】 ※【】内は、本編の該当ページになります。

(1) 策定の背景・目的

本市教育委員会では、市立小・中学校における教育の公平性の確保や教育水準の維持向上を図るため、これまでも学校規模の適正化に係る取組を進め、近年では、平成27年度に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」を策定し、「通学区域の一部区域における学校選択制度」や「小規模特認校制度」などに取り組んでいます。

そうした中で、本市の児童・生徒数は、出生数の減少（少子化）により、昭和60年度の28,568人をピークに減少に転じ、令和2年度には16,932人となり、今後も減少が見込まれています。

また、中心市街地などの一部地域の学校では児童・生徒数が増加している一方、郊外の学校では減少が進み、学校規模に偏りが生じています。

さらに、学校教育に求められる質や役割の変化、学校施設の老朽化、学校教職員の多忙化、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策など、本市の学校教育を取り巻く環境は様々な変化が生じています。

こうしたことを踏まえ、学校規模の偏りや学校施設の老朽化等がもたらす学習・教育環境と学校運営への影響、課題等を精査し、より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図るため、新たに本方針を策定し、学校の適正規模・適正配置に取り組んでいくものです。

(2) 本方針の対象

本市の全市立小・中学校

(3) 本方針の位置付け

市の最上位計画である「厚木市総合計画」、教育振興施策に関する基本的な計画である「厚木市教育振興基本計画」に基づき、本市の教育行政の方向性に即した取組を進めるための方針になります。

また、本方針に基づく取組は、本市のまちづくりや公共施設の最適化など、各種計画等との整合性を図りながら推進します。

2 市立小・中学校を取り巻く状況【P 2～8】

(1) 児童・生徒数等の推移と将来推計

児童・生徒数の総数は昭和60年度をピークに減少が続いています。また、将来推計では、今後も児童・生徒数の減少が予測されています。

(2) 学校教育に求められる質や役割の変化

学習指導要領の改訂や国の第3期教育振興基本計画、本市の第2次厚木市教育

振興基本計画などを踏まえ、社会情勢の変化などに的確に対応した学校教育の環境整備に取り組んでいきます。

(3) 市立小・中学校の施設の老朽化

学校施設は、本市の公共建築物における床面積の約半数を占め、令和2年度時点で、42.6%の建物が築40年以上経過するなど、老朽化が進んでいます。

今後も学校生活の安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、施設整備や改修を計画的に進めます。

(4) 学校教職員の多忙化

小・中学校を対象に実施した勤務実態調査で、教職員の長時間勤務の状況が明らかになったことを踏まえ、令和元年度に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担を軽減し、児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するための取組を推進しています。

今後も取組を推進するため、学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要があります。

3 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方【P9～11】

(1) 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図るため、望ましい学級数（適正規模）や通学距離・時間（適正配置）の範囲を定めます。

なお、望ましい学級数（適正規模）の範囲を定めるに当たっては、1学級当たり児童・生徒数は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」で定められている基準に基づき、小学校は35人につき1学級、中学校は40人につき1学級を前提とするものとします。

(2) 適正規模（望ましい学級数）の考え方

ア 小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリット・学校運営上の課題について

項目		小規模な学校	大規模な学校
(ア)	メリット	a 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい b 児童・生徒の人間関係が深まりやすい	a 運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい b 児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい
(イ)	デメリット	a 児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい b 学校活動で制限を受けやすい	a 学校施設や備品の利用に制限を受けやすい b 教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい
(ウ)	学校運営の課題	教職員の負担が大きくなりやすい	教職員のマネジメントや教職員相互の連絡調整等が難しくなりやすい

イ 学校の適正規模について

校種	適正規模
小学校	12 学級～24 学級程度 (1 学年当たり 2～4 学級程度)
中学校	9 学級～18 学級程度 (1 学年当たり 3～6 学級程度)

ウ 適正規模の範囲設定の考え方について

(7) 小学校

- a 児童への指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい学級数
- b アンケート調査※では、1 学年当たり「1 学級」及び「5 学級以上」の選択割合は非常に低い ※アンケート調査の内容及び結果は参考資料参照
- c 全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等を実施すること、各学年に複数の教職員を配置することが可能

(4) 中学校

- a 教員の目が届きやすく、きめ細かな指導が行える学級数、学校行事の充実、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成などが図れる学級数
- b アンケート調査では、1 学年当たり「1 学級」、「2 学級」、「7 学級以上」の選択割合は非常に低い
- c 活気のある集団活動や学校行事の実施、多様な集団の形成を図ることが可能、全ての授業で教科担任による指導が可能

(3) 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方

ア 学校の児童・生徒の通学の現状について

各学校における最長の通学距離の平均値は、小学校は約 1.9 km（30 分程度）、中学校は約 2.6 km（35～40 分程度）となっています。

また、アンケート調査では児童・生徒ともに約 90%が 30 分（2 km）未満の通学時間となっています。

イ 通学距離・時間の範囲について

市立小・中学校における通学時間・距離の範囲を次のとおりとします。

校種	適正配置（通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45 分以内
中学校	おおむね 4 km・60 分以内

ウ 通学距離・時間の範囲（上限）設定の考え方について

- (7) 「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」及び国の考え方では小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内となっており、徒歩換算ではそれぞれ 60 分、90 分となるが、アンケート調査では、現状の通学時間では 60 分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、保護者、教職員が許容範囲だと考える通学時間においても 60 分以上と回答している割合はほぼない状況

- (4) 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会では、「児童・生徒はランドセルや部活動の荷物などの重い荷物を持って通学しているので、小学校 4 km、中学校 6 km はかなり負担が大きい」などの意見

4 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策【P12～25】

(1) 適正規模・適正配置の方策の考え方

適正規模・適正配置の方策の前提条件は次のとおりです。

- ア 住所地により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とします。
- イ 中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とします。

(2) 適正規模の方策

学校規模の適正化を図るための方策は次のとおりとします。

方策		方策の説明
ア	通学区域の変更	通学区域を変更・再編成するもの
イ	学校の統廃合	2校以上の学校を統合するもの
ウ	通学区域制度の弾力的運用	通学区域の変更は行わず、特例措置等により、本来の就学指定校とは異なる学校への就学を認めるもの 例：小規模特認校制度による特例など
エ	学校の新設	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
オ	校舎の増改築	児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

(3) 適正配置の方策（通学負担軽減策）

望ましい通学距離・時間の上限を上回る場合の通学負担軽減策は次のとおりとします。

方策		対象校種	方策の説明
ア	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校	住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの
イ	公共交通機関（バスなど）の利用を認める		バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
ウ	スクールバスを運行する		児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
エ	自転車の通学を認める	中学校	自転車を利用した通学を認めるもの ※通学における安全性の確保を考慮し、上記三つの方策を優先的に検討

(4) 適正規模・適正配置の方策の実施に当たり考慮すべき事項等

ア 公共施設の維持管理や適正配置について

「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、学校施設の更新時には、施設の適正規模での更新に加え、他の施設との複合化などを検討します。

また、アンケート調査結果を踏まえ、建て替える学校を選択し、延べ床面積

の抑制を検討します。

今後も将来にわたって子どもたちの学校生活の安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、施設整備や改修を計画的に進めます。

イ 都市づくりについて

方策を検討する際には、「厚木市都市計画マスタープラン」などで示されている都市づくりの方針を考慮しながら検討します。

ウ 地域コミュニティとの関係について

学校は、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営していることから、方策の実施に当たっては、地域コミュニティ等との関係性を考慮します。

また、学校と地域コミュニティ等の区域が一致していることは、学校と地域コミュニティ等が連携・協力して学校の運営や児童・生徒の見守り等を行うという観点から望ましいと考えられることから、自治会を始めとする地域コミュニティ団体等をできる限り分断しないよう、団体などの意見を丁寧に聴取しながら検討します。

さらに、学校施設は教育施設であるとともに、地域で最も身近な公共施設の一つであることから、方策を検討する際には、地域防災、児童・生徒の放課後の居場所、地域の活動・交流などの拠点としての役割や機能への影響について十分配慮します。

(5) 適正規模・適正配置の方策の実施基準

ア 方策を実施する対象校について

方策の対象は、児童・生徒の将来推計値に基づき、9年後の学校規模の見込みが適正規模の範囲外の学校（対象校）とします。また、そのうち一定の基準（小学校：6学級以下又は31学級以上、中学校：6学級以下又は25学級以上）となる場合は、優先的に方策を検討する学校（優先的对象校）とします。

なお、対象校における方策の検討に当たっては、「厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」で目指す「人口の将来展望」の年少人口の将来展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討を進めます。

イ 方策実施に係る基本的な考え方について

通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合、学校の新設）を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めて検討します。なお、通学区域は、地域コミュニティとの関係性や通学区域編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域*を基に再編成を伴う方策を検討します。

※8地域の詳細は[参考資料](#)参照

ウ 方策実施に係る検討時期について

(ア) 通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する場合は、環境の変化がもたらす影響を緩和するため、一定期間（複数年度）の経過措置策の導入を検討します。

(イ) 対象校における方策の実施時期については、学校施設の再整備時期を見据えて検討します。

エ 方策実施に係る留意事項について

(ア) 対象校については、まず通学区域の再編成を伴わない方策を検討します。

優先的对象校については、全ての方策の中から検討します。

(イ) 方策の実施に伴い、通学が長距離化・長時間化する場合は、通学負担軽減策を導入します。

(ウ) 通学区域の再編成を伴う方策を実施した学校や地域は、当面の期間（原則として10年程度）は、通学区域の再編成は行わないこととします。

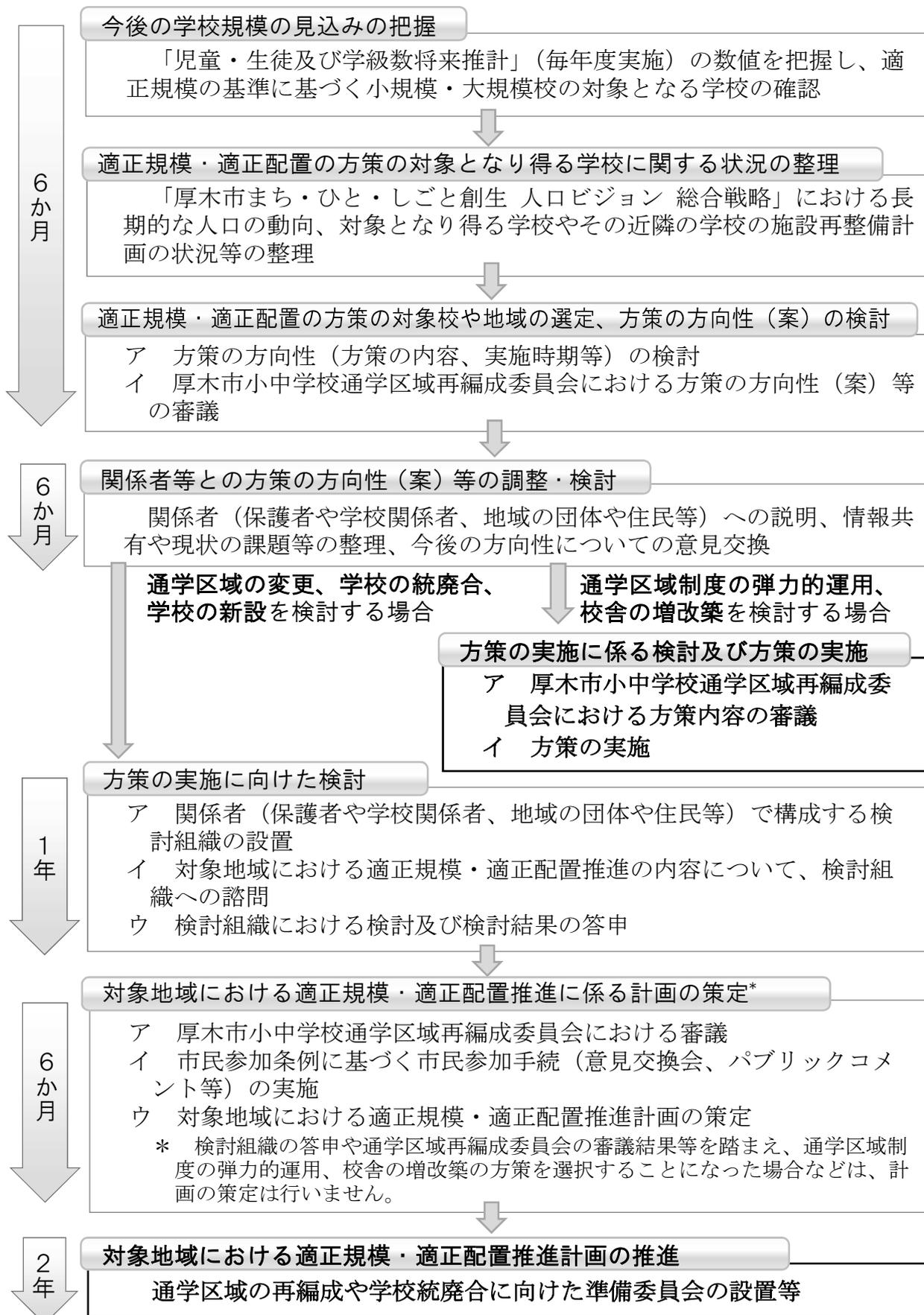
(エ) 通学区域の再編成を実施しても、なお適正規模に達することが見込めない場合であっても、教育効果の向上が図られる場合は方策を実施します。

(6) 適正規模・適正配置の取組の進め方

方策の実施に当たっては、様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換を始め、市民参加条例に基づく市民参加手続など、多様な機会を設けて、関係者や関係団体との合意形成を図りながら、取り組めます。

適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次ページのとおりです。

《取組、スケジュールの目安》



※上記のほか、各検討段階で厚木市議会へ報告・説明を実施

参考資料

- 1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨）
- 2 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）
- 3 市立小・中学校通学区域図（令和元（2019）年10月15日時点）
- 4 地域別市立小・中学校所在地区分
- 5 本方針策定の経過

1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果(要旨)

1. 調査概要

目的	厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討に係る基礎資料として、児童・生徒の保護者、教職員及び市民の皆様の意識を把握するため		
調査名	厚木市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査		厚木市立小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査
種別	児童・生徒の保護者	教職員	市民
調査対象	市立小学校6年生及び中学校3年生の保護者 ※各学校1学級を対象	市立小・中学校の教職員 ※校長、教頭、学年主任(小学6年又は中学3年)	無作為抽出された18歳以上の市民
実施期間	令和2年7月22日～8月4日		同年7月29日～8月12日
配布数	1,440人 [うち小学校 920人、中学校 520人]	108人	1,104人
回答者数 (回答率)	697人(48.4%) [うち小学校 454人(49.3%)、うち中学校 243人(46.7%)]	107人(99.1%)	406人(36.8%)

2. 設問概要

設問区分	設問内容	設問回答対象
(1) 学校規模について	小規模な学校・大規模な学校のメリット・デメリットや学校運営上の課題、望ましい学級数とその理由	保護者及び教職員 ※「学校運営上の課題」は教職員のみ
(2) 通学時間・方法について	児童・生徒の通学時間や方法、許容できる通学時間と許容範囲を超える場合の配慮	保護者及び教職員 ※「児童・生徒の通学時間や方法」は保護者のみ
(3) 地域における学校の役割について	学校に行く頻度や理由、これまでの地域における学校の役割や今後期待する役割	市民
(4) 学校施設の老朽化について	学校施設の老朽化により発生する問題	保護者、教職員及び市民
(5) 学校の建て替えの考え方について	学校の建て替えの考え方	
(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について	適正規模・適正配置の検討に必要な配慮	

3. 調査結果概要

※設問の選択肢は、場合により語句を簡略化しています。

(1) 学校規模について

① 小規模な学校のメリット・デメリットについて

区分	回答者区分		1位		2位		3位	
	メリット	小学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	29.7%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	23.6%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい
教職員				25.7%	異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい	17.3%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	16.3%
中学校		保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	33.6%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	23.2%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい	15.1%
		教職員		32.7%		19.2%		17.3%
デメリット	小学校	保護者	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	29.0%	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	23.4%	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	16.0%
		教職員		36.6%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	24.7%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい ほか1件※1	12.9%
	中学校	保護者	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	26.8%	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	24.0%	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	20.4%
		教職員		31.4%		※同率1位	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	17.1%

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率(12.9%)

回答の傾向

・メリットでは、全ての回答者区分で「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」が1位となっている。2位・3位も重複している項目が多い。

・デメリットでは、全ての回答者区分で「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」が1位となっている。保護者では、「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が小学校では2位、中学校では3位となっている。

② 大規模な学校のメリット・デメリットについて

区分	回答者区分	1位		2位		3位		
メリット	小学校	保護者	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	19.9%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	19.2%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	17.6%
		教職員	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	29.7%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	28.0%		19.2%
	中学校	保護者	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	21.7%	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりがやすい	※同率 1位 21.7%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	20.4%
		教職員	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりがやすい	29.1%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	28.2%		21.4%
デメリット	小学校	保護者	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	42.2%	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	21.8%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい	17.9%
		教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	38.0%	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	34.6%		16.2%
	中学校	保護者	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	45.9%	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	23.2%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい	15.0%
		教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	39.5%	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	37.0%		14.8%

回答の傾向

- ・メリットでは、小学校と中学校のそれぞれで、1位と2位の順位は異なるものの、1位～3位まで回答項目が保護者と教職員で一致している。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で、順位は異なるものの全て同じ回答項目が1～3位となっている。

③ 小規模な学校・大規模な学校における学校運営上の課題について

区分	回答者区分	1位		2位		3位		
小規模な学校	小学校	教職員	教職員1人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行にくい	26.1%	教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい	13.6%
	中学校			30.8%		28.0%		
大規模な学校	小学校	教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい	32.4%	教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい	19.7%	ICT 機器などの授業で使用する教材や教具を児童・生徒一人一人にいきわたらせることが難しくなりやすい	17.6%
	中学校			29.7%		24.2%		

回答の傾向

- ・小規模な学校では、小・中学校が共通で「教職員1人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」が1位、「教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行にくい」が2位となっている。中学校では3位として「部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい」が入っている。
- ・大規模な学校では、小・中学校が共通で「特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい」が1位となっている。「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」も小・中学校共通で入っている。中学校では「児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい」が24.2%で2位に入っている。

④ 望ましい学級数について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	3学級	61.0%	2学級	21.4%	4学級	15.4%
	教職員		88.4%	4学級	5.8%	2学級	4.3%
中学校	保護者	4学級	44.0%	3学級	24.7%	5学級	20.2%
	教職員		78.9%	5学級	13.2%	3学級	5.3%

回答の傾向

- ・小学校では、「3学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、選択割合も保護者が61.0%、教職員では88.4%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「2学級」、「4学級」となった。「2学級」について、保護者は21.4%だが、教職員では4.3%となっている。
- ・中学校では、「4学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、教職員の選択割合は78.9%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「3学級」、「5学級」となった。「3学級」について、保護者は24.7%だが、教職員では5.3%となっている。

⑤ ④で望ましい学級数を選択した理由について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	20.8%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	14.2%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	13.3%
	教職員	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	22.7%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	18.6%	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	16.0%
中学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	17.9%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	14.0%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	12.8%
	教職員		22.1%		17.3%		14.4%

回答の傾向

- ・小学校では、「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」と「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」が順位は入れ替わっているが、保護者、教職員でそれぞれ1位と3位となっている。2位については、保護者と教職員で異なる結果となっている。
- ・中学校では、保護者、教職員が選択項目、順位ともに同様の結果となっている。2位の「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい」は、小学校では1位～3位には入っていない選択項目となっている。

(2) 通学時間・方法について

① 児童・生徒の通学時間について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	15分未満	47.1%	30分未満	41.2%	45分未満	10.6%
中学校		30分未満	49.0%	15分未満	41.6%		8.2%

回答の傾向

・小学校・中学校ともに「15分未満」と「30分未満」を合わせると全体の90%程度の割合となっている。

② 児童・生徒の通学方法について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	徒歩のみ	98.9%	その他	0.9%	公共交通機関	0.2%
中学校			97.9%		1.2%		0.8%

回答の傾向

・小学校・中学校ともに、ほぼ「徒歩のみ」の回答となっている。「その他」では自家用車での送迎等の回答が寄せられている。

③ 許容できる児童・生徒の通学時間の範囲について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	30分未満	66.1%	15分未満	22.0%	45分未満	9.9%
	教職員		73.9%	45分未満	21.7%	15分未満	2.9%
中学校	保護者	30分未満	70.0%	45分未満	15.2%	15分未満	10.3%
	教職員		73.7%		21.1%	60分未満	5.3%

回答の傾向

- ・小学校では、1位の「30分未満」は保護者、教職員共通だが、2位と3位では、順位が異なっている。「15分未満」の選択割合は教職員では2.9%だが、保護者では22.0%、「45分未満」の選択割合では保護者では9.9%だが、教職員では21.7%となっている。
- ・中学校では、1位の「30分未満」、2位の「45分未満」は保護者、教職員共通となっている。3位は、教職員では「60分未満」となっているが、保護者では「15分未満」となっている。

④ ③で回答した通学時間を超える場合に必要となる配慮について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	住所から近い場所にある学校への通学を認める	31.0%	スクールバスを運行する	26.5%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	16.1%
	教職員		37.1%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	28.4%	スクールバスを運行する	23.3%
中学校	保護者	自転車での通学を認める	27.9%	住所から近い場所にある学校への通学を認める	24.9%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	20.9%
	教職員	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	42.4%		40.9%	徒歩で構わない	9.1%

回答の傾向

- ・小学校では、2位と3位の順位は異なるものの、1位～3位まで保護者と教職員との選択項目が一致している。
- ・中学校では、2位の「住所から近い場所にある学校への通学を認める」と、順位は異なるが「公共交通機関(バスなど)の利用を認める」が1位又は3位に入っている。保護者では1位に「自転車での通学を認める」(27.9%)が入っているが、教職員では入っていない。(中学校教職員の「自転車での通学を認める」の選択割合は3.0%)

(3) 地域における学校の役割について

① 過去1年間に学校に行った頻度について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	1回も行っていない	61.1%	年1回以上	21.2%	半年に1回以上	9.9%

② 過去1年間に学校に行った理由について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	学校行事(運動会や発表会、授業参観など)	25.8%	選挙での投票	21.2%	避難訓練などの防災関係活動	10.1%

③ 小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割で重要だと考えるものについて

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	地域防災の拠点	24.0%	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所	21.5%	スポーツ活動の拠点	12.9%

④ これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	地域防災の拠点	23.0%	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所	20.3%	地域の活動・交流の拠点	13.1%

回答の傾向

・設問「③小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割」と「④ これから小・中学校に期待する役割」では、1位「地域防災の拠点」、2位「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」は共通した選択項目となっている。「④ これから小・中学校に期待する役割」において、3位で「地域の活動・交流の拠点」が入っている。

(4) 学校施設の老朽化について

① 学校施設の老朽化によって発生する重要な問題について

回答者区分	1位		2位		3位	
保護者	災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある	51.5%	災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある	19.2%	雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある	18.0%
教職員		42.7%	雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある	35.1%	教育内容・方法の変化に対応できず、児童・生徒の教育環境を充実させることが難しくなる	17.5%
市民		42.4%	災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある	33.5%		11.5%

回答の傾向

・全回答者区分で「災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある」が1位となっている。回答割合では保護者で50%以上、教職員と市民でも40%以上となっている。
 ・2位、3位も他のそれぞれの回答者区分と重複した選択項目となっているが、教職員では「雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある」、市民では「災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある」がそれぞれ30%以上となっている。

(5) 学校の建て替えの考え方について

① 学校の建て替えの考え方について

回答者区分	1位	2位	3位
保護者	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5%
教職員	72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8%
市民	75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8%

回答の傾向

- ・全回答者区分で「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」が1位となっており、選択割合も70%以上となっている。
- ・保護者と市民では2位、3位も同じ順位となっているが、教職員では「現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える」が17.8%で2位となっている。

(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

① 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

回答者区分	自由記述回答数
保護者	108 件
教職員	51 件
市民	112 件

回答の傾向

・自由記述による回答内容については、次の傾向が見られた。

- 保護者
 - ・通学時の安全確保等に関すること (23 件)
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること (23 件)
 - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること (14 件)
- 教職員
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること (10 件)
 - ・学級規模の適正化に関すること (8 件)
 - ・通学時の安全確保等に関すること (7 件)
- 市民
 - ・通学時の安全確保等に関すること (34 件)
 - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること(19 件)
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること (11 件)

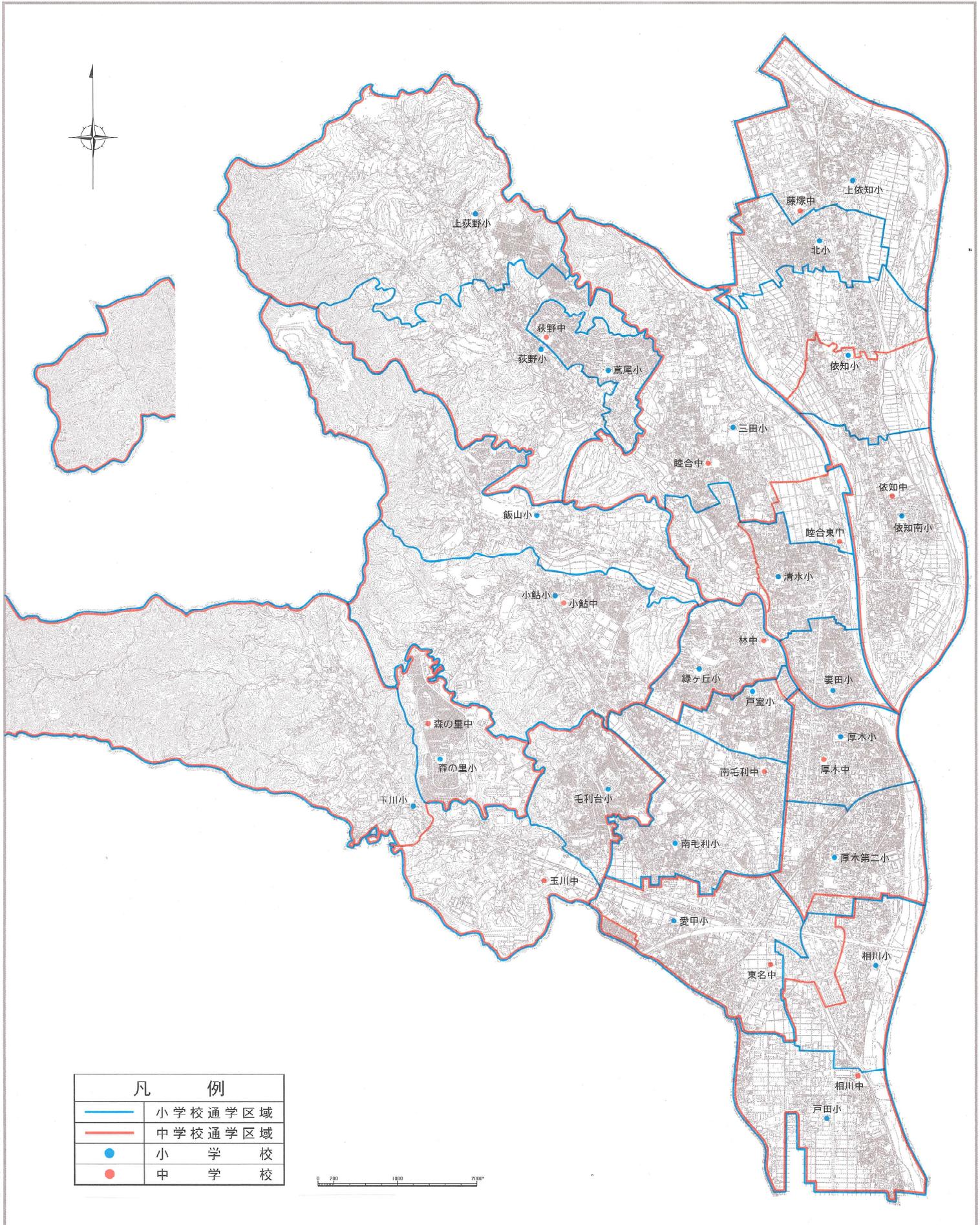
2 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）

No	校種	学校名	令和2（2020）年度 実績値（A）		令和11（2029）年度 推計値（B）		比較 （B-A）	
			児童・生徒数	学級数*	児童・生徒数	学級数*		
1	小学校	厚木小	926	28	778	24	△148	△4
2		依知南小	496	15	407	13	△89	△2
3		北小	380	12	335	12	△45	0
4		荻野小	284	10	136	6	△148	△4
5		三田小	764	23	551	18	△213	△5
6		清水小	889	26	673	23	△216	△3
7		小鮎小	435	14	329	12	△106	△2
8		玉川小	153	6	95	6	△58	0
9		南毛利小	1,005	31	769	23	△236	△8
10		相川小	225	9	202	7	△23	△2
11		厚木第二小	837	25	929	30	92	5
12		緑ヶ丘小	613	18	543	18	△70	0
13		戸室小	550	17	562	18	12	1
14		愛甲小	500	16	449	17	△51	1
15		妻田小	475	15	473	17	△2	2
16		鳶尾小	330	12	198	8	△132	△4
17		毛利台小	497	15	421	14	△76	△1
18		上荻野小	388	13	175	7	△213	△6
19		飯山小	196	7	118	6	△78	△1
20		森の里小	231	9	109	6	△122	△3
21		依知小	393	13	319	12	△74	△1
22		戸田小	337	12	304	12	△33	0
23		上依知小	305	12	247	12	△58	0
24	中学校	厚木中	826	21	841	21	15	0
25		依知中	363	12	328	9	△35	△3
26		荻野中	664	18	330	9	△334	△9
27		睦合中	429	12	365	10	△64	△2
28		小鮎中	320	9	242	7	△78	△2
29		玉川中	386	11	249	8	△137	△3
30		南毛利中	700	19	750	20	50	1
31		東名中	209	6	204	6	△5	0
32		林中	338	9	334	9	△4	0
33		藤塚中	450	12	357	10	△93	△2
34		森の里中	171	6	92	3	△79	△3
35		睦合東中	615	17	579	16	△36	△1
36		相川中	252	8	234	7	△18	△1

*学級数は通常学級の級数を記載（特別支援学級の級数は含んでいない）

3 市立小・中学校通学区域図

令和元年10月15日現在



4 地域別学校所在地区分

旧町村域に基づく8地域は次のとおりになります。

また、参考として各地域内の地区、立地する学校を記載しています。

地域(8)		【参考】			
		地区(15)		小学校	中学校
1	厚木地域	(1)	厚木北地区	厚木小学校	厚木中学校
		(2)	厚木南地区	厚木第二小学校	
2	依知地域	(3)	依知北地区	北小学校 上依知小学校	藤塚中学校
		(4)	依知南地区	依知南小学校 依知小学校	依知中学校
3	睦合地域	(5)	睦合北地区	三田小学校	睦合中学校 睦合東中学校
		(6)	睦合南地区	清水小学校 妻田小学校	
		(7)	睦合西地区		林中学校
4	荻野地域	(8)	荻野地区	荻野小学校 鳶尾小学校 上荻野小学校	荻野中学校
5	小鮎地域	(9)	小鮎地区	小鮎小学校 飯山小学校	小鮎中学校
6	南毛利地域	(10)	南毛利地区	南毛利小学校 戸室小学校 毛利台小学校	南毛利中学校
		(11)	緑ヶ丘地区	緑ヶ丘小学校	
		(12)	南毛利南地区	愛甲小学校	東名中学校
7	玉川地域	(13)	玉川地区	玉川小学校	玉川中学校
		(14)	森の里地区	森の里小学校	森の里中学校
8	相川地域	(15)	相川地区	相川小学校 戸田小学校	相川中学校

5 本方針策定の経過

(1) [附属機関] 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議等経過

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会は、市立小・中学校の適正規模等について調査審議するため設置された附属機関。委員は、公募による市民、関係団体の代表、学識経験者、市立小・中学校長の10人で構成。

日程		議題等
諮問	令和2 (2020)年 7月16日	市教育委員会からの諮問
第1回		①厚木市立小中学校適正規模等検討委員会会議の公開等に関する要綱について ②学校の適正規模・適正配置に関する情報の共有について
①7月22日 ～8月4日 ②7月29日 ～8月12日		厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施 ①小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（対象：児童・生徒の保護者、教職員） ②小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査（対象：市民）
第2回	8月28日	①南毛利小学校（大規模校）の視察 ②東名中学校（小規模校）の視察
第3回	9月29日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置について
第4回	10月23日	①市立小・中学校の適正規模について ②市立小・中学校の適正配置について
第5回	11月18日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方の整理について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策について
第6回	12月21日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策検討に当たり考慮すべき事項等の整理について ②適正規模に係る方策について ③適正配置に係る方策について ④適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について
第7回	令和3 (2021)年 2月19日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に係る整理について ②地域コミュニティの拠点としての学校施設の在り方について ③適正規模・適正配置の実現に向けた取組の進め方について
第8回	3月17日	①「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方（答申案）」について
答申		市教育委員会へ答申

(2) [庁内検討組織] 厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会の審議経過

厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会は、市立小・中学校の適正規模等について検討するため設置された庁内検討組織。市教育委員会及び市長部局の課等長 11 人で構成。また、検討に係る調査及び研究を行うため、市教育委員会及び市長部局係長等 11 人で構成する市立小・中学校適正規模等検討推進プロジェクトチームも設置。

日程		議題等
第 1 回	令和 2 (2020) 年 11 月 13 日	①厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会等の役割及び審議事項について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置について ※第 1 回推進委員会に併せて第 1 回プロジェクトチームも合同で開催
第 2 回	12 月 16 日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について ②市立小・中学校施設整備指針に位置付ける標準的な諸室の検討状況等について
第 3 回	令和 3 (2021) 年 1 月 20 日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び市立小・中学校施設整備指針策定に向けた取組状況及び今後の取組について ②「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（答申案）」について ③「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について
第 4 回	3 月 22 日 書面会議	①「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（検討案）」について ②「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について

(3) 意見交換会

日時	令和 3 (2021) 年 3 月 28 日 10 時 30 分～11 時 50 分
会場	厚木市役所本庁舎 4 階 大会議室
参加者数	8 人
意見数	30 件

(4) パブリックコメント

期間	令和 3 (2021) 年 6 月 1 日～7 月 26 日
意見聴取方法	窓口等での受取、郵送、ファックス、電子メール
意見数	58 件